Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-16

国際問題の解決主体の育成をめざす社会科国際理解教育に関する研究

大山，正博

(Degree)
博士（教育学）
(Date of Degree)
2018-03-25
(Date of Publication)
2020-03-25
(Resource Type)
doctoral thesis
(Report Number)
甲第7075号
(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007075

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

（別紙様式４）

論 文 内 容 の 要 旨

氏　　名　大山　正博
専　　攻　人間発達
指導教員氏名　吉永　潤

論文題目（外国語の場合は，その和訳を併記すること。）

国際問題の解決主体の育成をめざす社会科国際理解教育に関する研究

論文要旨

本研究では，国際問題の解決に参画する市民的資質を育成するために「国家の利己性」を扱う学習を組織し，その学習効果を分析した。「国家の利己性」とは，国家が国益を追求する現実のことを示す。そもそも国際問題の解決とは，「国家の利己性」と人権の尊重や国際協調などの国際社会における理念との間にある落差を，いかに埋めるかということにつきるものである。このような落差を埋める方法について学習者に考えさせるため，本研究では，国際社会における理念を重視してきた国際理解教育の文脈に即しつつ，社会科における「意思決定」を方法原理とした学習理論を参照し，技術的に国際問題の解決に取り組ませる学習を組織した。それは，社会科において国際理解教育の学習を行う教科融合学習という領域を対象とする。社会科である以上，地球市民といった国際理解教育において重視される概念のみならず，「国民」の要素をも含めた市民的資質の育成が求められる。

本研究には以下三つの達成すべき目的があると考える。第１に，国際理解教育において「国家の利己性」を扱う理論の構築である。これは，国際社会における理念を重視する国際理解教育の文脈において，社会科学習に組み込むための理論を構築することである。第２に，その理論に則った学習において，社会科における「意思決定」を方法原理とする学習理論を参照しつつ，「国家の利己性」を扱う学習の具体的な実践方法を提示することである。そして第３に，それら理論と実践方法に基づき開発する実践を分析し，本研究の提示する学習において育成される「国民」の要素をも含む市民的資質の内実を明らかにすることである。

第１章では，国際理解教育において「国家の利己性」を扱うための理論を構築した。

まず国際理解教育の概念およびその歴史的変遷について述べた。今日の日本において，「ユネスコ型国際理解教育」，「グローバル教育」，「文科省型国際理解教育」が，理念上，混在している状態になっており，それらに包括される形で環境教育や人権教育などが存在している。三つの教育が混在している原因は，1950年代から1990年代にかけての国際理解教育の歴史的変遷を追うことで明らかになった。そして本研究は，国家を前提としつつ，その枠内で「国家の利己性」をできうる限り相対化していこうとする意味において，ユネスコ型国際理解教育に位置づくことを示した。

次に，国際理解教育において「国家の利己性」を扱うための理論について論じた。理論を構築する上で，本研究では他者理解（他国理解）のあり方に着目した。他者理解は，国際理解教育において，主要なテーマの一つとされてきたものであり，近年の研究では，他者の理解不可能性を考慮しつつ，学習内容を組織していくことの必要性が指摘されている。そこで本研究では，理解できる他者を想定した「対立をなくすための教育」と，他者の理解可能性あるいは理解不可能性はいったん括弧にくくり国際問題について考える「対立を処するための教育」の二つに分けて，国際理解教育を展開することを提案した。前者は対立をなくすために，理想的あるいは規範的な国家と国際社会のあり方を示す。そのため，人権の尊重や環境保護などの共有可能でありうる価値が重視され，「国家の利己性」は否定される。従来の国際理解教育は，この対立をなくすための教育といえる。一方，後者は「国家の利己性」を前提とした国際社会の実態について学び，考えさせることを目的とする。その結果，学習者には国際社会における理念と「国家の利己性」との間に生ずる葛藤がみえてくる。このような葛藤の中で他者と共存していくことを，本研究では「対立を処する」と定義した。国際理解教育において「国家の利己性」を扱うためには，この対立を処するための教育を展開していく必要がある。

第２章では，対立を処するための教育の具体的な実践方法を提示することを目的とした。

まず社会科あるいは国際理解教育において国際問題の解決に取り組む学習を組織している先行研究を検討し，対立を処するための教育における三つの学習要件を抽出した。そこで抽出された三つの学習要件とは，①「学習者による多様な解の模索」，②「地球規模の問題に発展する状況設定」，③「異なる利害をもつ他者との相互作用の体験」である。

続いて，それら要件を満たす上で，ゲーミング・シミュレーションを活用することが効果的であることを示した。しかしながら，ただゲームを行わせるだけでは学習効果を高めることができず，学習効果を高めるにはゲーム後のディブリーフィングが重要であることが先行研究によって指摘されている。そこで本研究では，社会科や国際理解教育において広く活用されている「貿易ゲーム」を学習者に体験させた後に，そのルールを利害当事者として再構成させるディブリーフィングを提案した。

「貿易ゲーム」を選定した理由は，ディブリーフィングの設計次第で，対立を処するための教育における三つの学習要件を満たすことができるためである。「貿易ゲーム」はゲーム終了時にグループ間に経済格差が生じる設定となっており，その経済格差がこれ以上広がる（②「地球規模の問題に発展する状況設定」）ことのないよう，ディブリーフィングにおいて学習者に利害当事者としてルールを再構成させる。学習者は①様々な可能性について考えた上で，③異なる利害をもつ他者との相互作用の中から，実現可能なルールを作っていく必要がある。以上の学習を，対立を処するための教育における学習の具体案として提示した。

第３章では，前章までに提示した理論と実践方法に則った実践（実践①）を行い，その学習効果を分析した。具体的には，「貿易ゲーム」を実施し，その後のディブリーフィングにおいて，担当したグループごとに新しいルール案を作成させ，それぞれの案について教室全体で議論させた。

実践①の成果は，第１に，授業において経済格差の拡大につながる問題に直面したことで，学習者が国際社会のジレンマを実感できたことである。第２に，利害当事者として他者と対立

することで，学習者が多様なルール案の中から合意可能な案を探ることができたことである。この過程を通じて，学習者は，各国の利害を調整するルールや制度を創出し，理念と現実の落差を埋めることの必要性に気づくことができた。

実践①の課題は，ルールや制度の具体的内容について言及した学習者が少なかったことである。この課題を克服する方法として，新しいルールを教室内で決定し，再構成された世界で再度ゲームを行うことを挙げた。その理由は，学習者が発案し議論を重ねたルールの効果を，実際にプレイしながら検証することによって，ルールを変えることで世界がどう変わりうるのかを実感することが可能となるためである。

第４章では，実践①の内容に加え，学習者に「貿易ゲーム」の新しいルールを決めさせ，そのルールで再度ゲームをプレイさせ，ルールの効果を検討させる実践（実践②）を行い，その学習効果を分析した。その結果，約半数の学習者は，国際問題の解決とは理念と現実の落差を埋める営みであることに気づき，そのためのルールや制度の具体的内容について言及できるようになった。それは，ルール変更によって国際社会がどう変わりうるかのイメージが，仮想世界における実体験によって喚起されたためと考えられる。また８割以上の学習者は，さらにルールを作り変えたいと考えており，それは国際問題の解決に意欲的に参画する資質の萌芽と捉えることができる。

加えて，学習者は，国際問題を解決するためのルールを実行していくためには，極端なエゴイズムを抑制するための，「思いやり」や「広い心」といった協調をめざす理念が必要であることに気づいた。この理念は，ルールによって国際社会を安定させていくために，最低限必要なものと考えられる。しかしながら，このような理念への気づきは，あくまで対立を処するための前提であり，この気づきの上で具体的なルールやそのルールを実行していくための方法について言及できることこそ，国際問題の解決に参画する市民的資質といえる。実践②において，ルールや制度の具体的内容について言及できるようになった学習者は存在したものの，依然として約半数の学習者はそのことについて述べられてはいない。その点が，実践②の課題である。

以上の成果と課題を踏まえ，第４章の最後において，「国民」の要素をも含む市民的資質について論じた。本研究は，戦争や地球的危機に結びつく「国家の利己性」を否定するため，国際問題を武力による対立ではなく，言論による対立として捉えていくことに重きを置く。言論による対立を処していくために必要なことは，各国が納得しうる具体的なルールを発案したり，各国がルールに従わざるをえない制度について言及したりすることである。このように，対立を処していくための具体的な提案ができ，さらに，様々な提案をめぐる議論を通じて国際社会におけるルールを決め，そのルール下においてより良く皆が生きていくための方法や，新たなルールについて絶えず検討していくことのできる資質こそ，「国民」の要素をも含む市民的資質であると捉えた。

本研究の結論は以下の通りである。国際社会に生きる市民とは，言葉によって技術的に国際問題を処していくものである。この技術がなければ，人類はただ「理想的平和」について夢見るのみで「現実的平和」を築いていくことはできない。とはいえ，争いのない「理想的平和」について考えることも必要不可欠である。なぜなら，それは現状をより良くしていくための道標となるためである。そもそも理念について認識していなければ，その理念と現実の落差を技術的に埋める必要を感じることはない。したがって，「理想的平和」を志向する対立をなくすための国際理解教育（従来の国際理解教育）は依然として展開される必要がある。

肝心なことは，対立をなくすための教育においては「国家の利己性」を否定する理念を，対立を処するための教育においては「国家の利己性」を認めた上で国際問題の解決に関わる技術を学習者に学ばせることである。これら二つの教育が相互的に行われてこそ，理念と現実を考慮した上で，国際社会に生きるための政治的構想について考えられる資質を育成することができる。

（注）3,000～6,000字（1,000～2,000語）でまとめること。

［課程博士用］

論文審査の結果の要旨

氏　　名	大山正博		
論文題目	国際問題の解決主体の育成をめざす社会科国際理解教育に関する研究		
判　　定	合　格・不　合　格		
審査委員	区　分	職　名	氏　　名
	主　査	教授	吉永潤
	副　査	教授	船寄俊雄
	副　査	教授	稲垣成哲
	副　査	准教授	川地亜弥子
	副　査	同志社女子大学教授	藤原孝章

要　　旨

冷戦後の相対的均衡が流動化しつつある現代の国際社会において、わが国の社会系教科教育には、学習者に、国際社会の諸課題の解決に主体的にかかわる意欲と能力を育成することが一層強く求められている。本研究は、国際問題を、人権の尊重や国際協調などの理念と、国家が国益を追求するという現実との落差をどう埋めるかという課題としてとらえ、このような課題を解決する主体の育成を教科融合学習としての社会科国際理解教育の目標として定立する。そして、この目標を追究するための具体的な授業の構成、実施と効果検証を経て、社会科国際理解教育の新たな目標理念と実践開発の方向性を提言する。以上を通じて本研究は、社会系教科教育に対する上記の現代的要請に応えようとするものである。

このために本研究では、論考の冒頭において次の3点を研究課題として掲げている。(1)国際協調的諸理念の育成が重視されてきた従来の国際理解教育を批判的に検討し、国際理解教育において「国家の利己性」を位置づけ扱いうるようにするための理論構築を行う。(2)社会科教育における合意形成を方法原理とする近年の諸実践を参照し、「国家の利己性」を扱いうる社会科国際理解教育の学習要件を抽出し、それに即した具体的実践の開発を行う。(3)実践の実施結果を踏まえ、社会科国際理解教育が育成すべき「国民の要素を含む市民的資質」の在り方を教育の目標理念として具体的に明らかにする。この(1)が本研究第1章、(2)が第2章、(3)が第3，4章にそれぞれ対応する。

第1章では、戦後日本における国際理解教育の歴史的変遷を検討し、そこに「ユネスコ型国際理解教育」「グローバル教育」「文部省型国際理解教育」の3つの実践類型を抽出する。その上で、本研究自体は「ユネスコ型国際理解教育」類型に位置するものとする。しかし、各類型に共通する傾向として、総じて従来の国際理解教育は、他者の理解可能性を前提とした「対立をなくす教育」を志向してきており、これに対して本研究は、理解し合えない他者の存在を前提とした「対立を処する教育」の必要性とそのための実践開発の必要を提唱する。

第2章では、対立を処するための実践構成の先行事例を社会科教育の近年の合意形成型諸実践に求め、対立を処する能力育成の学習要件として①学習者による多様な解の模索、②地球規模の問題に発展する状況設定、③異なる利害を持つ他者との相互作用の3点を抽出している。その上で、この3要件を満たす学習組織方法として、やはり近年の社会科教育において活用例が見られるゲーミングシミュレーションに着眼する。国際的なゲーミングシミュレーションの研究動向をも踏まえて本研究は、国家間対立を処する体験を保障する実践として、在来の「貿易ゲーム」を改良する方法（ゲーム後のディブリーフィングとして、ゲーム中の利害的立場を継続させたままルールの提案・協議・決定を行わせる）を構想する。

第3章では、上記実践の高校における実施の経過と学習効果を分析・考察する。その結果、学習者は、個別利害の相克の中でともかく合意可能なルール案を生成するという学習を通じて、国際問題の解決とは理念と現実の落差を埋める具体的、技術的課題に他ならないとの認識(対立を処する必要性の認識)を獲得していることが明らかとなっている。

第4章では、上記実践後の質問紙調査において具体的なルール内容への言及が少なかった課題を踏まえ、学習者が協議・合意したルールに基づいて実際にゲームを続行させ、改良ルールの効果を確認するというステップを付加し、新たな実践の実施と学習効果の検討を行っている。学習効果として、対立を処する具体的方法への言及が増加したこと、ルールの改善をさらに続けたいとの意欲が示されたこと、実効あるルール実施のためにはメンバーに協調的理念の共有が必要であるとの気付きが示されたことが挙げられている。以上によって、当該実践が国際問題の解決主体の育成にとって効果を持つことが示された。以上の結果を踏まえ、第4章結論部では、今日育成が目指されるべき学習者の資質像として「国民の要素を含む市民的資質」の在り方が整理され提示される。終章では、本研究の成果と課題が整理され示されている。

申請者には、以上の本研究に関わって、次の2点の学会誌論文（いずれも査読付き）がある。

1．大山正博「国際理解教育は『国家』をいかに扱うか―国家間における葛藤を経験させる教育の展望―」日本国際理解教育学会『国際理解教育』22、pp.13-22、2016年。

2．大山正博、新友一郎「国際問題の解決主体を育成する学習の組織―利害当事者として『貿易ゲーム』のルールを再構成する授業を通じて―」全国社会科教育学会『社会科研究』87、pp.25-36、2017年。

以上のように本研究は、社会科国際理解教育における今日的課題と新たな実践開発の方途を理論的考察と具体的実践による効果検証を通じて明らかにしたものである。今日の学校教育に強く求められる、学習者の国際社会への主体的対応能力育成の方法について重要な知見を得たものとして、価値ある集積と認める。

よって、審査委員会は全員一致で、学位申請者の大山正博は博士(教育学)の学位を得る資格があると認める。